

【史料紹介】

関宿藩御定法（上）

中村正己

はじめに

関宿藩御定法は、千葉県立関宿城博物館蔵の新井家所蔵の史料で、形態は堅帳、一八〇丁（貞）ものである。関宿藩主久世広誉の時代寛政の改革の年（一七八九～一八〇〇）に藩法として関宿藩家中の経済生活を定めた史料である。但し、寛政年間以前又はそれ以後に取り決めがあつた諸規定も書き加えられている。このことから代々関宿藩士であつた新井家の祖徳蔵、万助（又の名平次兵衛）のいずれ者が、天保一四年（一八四三）六月一五日、藩主久世広周より御勘定頭を命じられ、足高米を頂いている。したがつて、本史料は、その時に書き綴したものとも考えられる。藩士に対する年貢米の支給方法を定めた御物成定法をはじめとし、諸拝借定法は家中の者に不幸が出来た場合、そして嫡男以外の同居人が他家へ入る時、更に奉公人としての金銭の借用金についての定めである。また、薬草である朝鮮人参の借用割り当ても記されている。元方定法については、江戸より関宿迄の引つ越し手当

金、関宿引つ越し駄荷渡し方定、江戸・関宿引つ越し船賃割り当て、江戸・関宿・大坂在番手当金、江戸より関宿迄の往来手当金、江戸関宿より大阪迄の往来手当金、江戸上下屋敷内長屋引つ越し手当金、関宿長屋替手当割り当て、検見手当金、奥州領分請取廻村手当金、奥州信夫郡往来手当金、泉州・奥州代官引つ越し手当金の諸手当金の支給定めである。小藏定法は、その他必要な入り用米の支給を定めたものである。

御家中御物成定法

一　御加増被成下候節者御加増之分上米相除半高被成下之候事
　　但正月より十二月迄同断、御加増之外持高江之上米相掛候事

一一　御加扶持右同断
　　御足米⁽²⁾三拾俵以上者御加増与同断

式拾九俵以下者御足米不残被成下、尤御足米二而三拾俵二相成候得バ、直二三拾俵以上之通、半高被成下候事

但式拾九俵以下正月より十二月迄同断、上米御加増与同断、
惣而壹ヶ年御加増兩度有之候共同断

御加金式拾九俵以下御足米与同断

女中御加金者六月晦日迄二被仰付候ハバ壹ヶ年分七月朔日後

被仰付候者半年分被成下二候事

御役高被成下候節茂御加増御足米与同断之事

俵取⁵より新知被仰付候節者御加増二准、俵之現石之知行之現

扶持取より新知被仰付又者金給⁶より俵取ニ御直被成下候節も

新知与同断之事

但金給より俵取御直之節ハ金高差引増之分御加増二准、半

割被成下式拾九俵以下者増之分不残被成下候事

御役高有之候者傳役等ニ而御役高被召上候節者六月晦日迄二

被仰付候者御役高半年分被成下、七月後被召上候ハバ壹ヶ年
分被成候事

但御役高有之候者病死之節も本文同断

一部屋住其外新ニ被召出候節ハ、六月晦日迄二被召出候者御宛

行壹ヶ年分被成下、尤上米其高ニ應シ御定之半割相掛可申候、

七月朔日後被召出候者其年之御宛行半年分被成下、上米御用

捨之事

但金給より債取御直之節ハ金高差引、増之分御加増二准、

半割被成下式拾九俵以下者増之分不残被成下候事

御役高有之候者傳役等ニ而御役高被召上候節者六月晦日迄二

被仰付候者御役高半年分被成下、七月後被召上候ハバ壹ヶ年
分被成下候事

但御役高有之候者病死之節も本文同断

一部屋住其外新ニ被召出候節ハ、六月晦日迄二被召出候者御宛

行壹ヶ年分被成下、尤上米其高ニ應シ御定之半割相掛可申候、

七月朔日後被召出候者其年之御宛行半年分被成下、上米御用

捨之事

但金給より債取御直之節ハ金高差引、増之分御加増二准、

半割被成下式拾九俵以下者増之分不残被成下候事

但萬一勤方相願、又者病死之節ハ部屋住ニ准、月割ニ以被

成下候事

侍方嫡子御心付置ニ而相勤之内扶持取俵取等御直ニ成下候節

者御徒士より御中小性篤被仰付候例と同断之事

新規被召抱候者ハ六月晦日迄二与召抱候者御宛行壹ヶ年分二

成下、七月朔日後ハ半年分ニ成下候事

但知行より小給迄同断被召抱直ニ御家中並上米分仰付候者

新ニ被差出迄同断、翌年ニ茂被仰付候ハバ月割相惣可申

事

但翌年ニ茂相成上米被仰付候ハバ、被仰付之月より以、月

割相掛可申候、被召抱直ニ上米被仰付候ハバ其年並上米

之半割相掛、七月後被召抱候者上米御用拾之事

金五両御徒士被召抱候節、正月より六月迄金五両、七月より

九月迄金四両、十月より十二月迄金三両被成下候事

金四両式分御徒士被召抱候節、正月より六月迄金四両式分、

但式拾九俵以下ハ六月晦日迄二被仰付、壹ヶ年ニ被成下候
共上米御用捨御鼻紙⁹代ニ而相勤罷在候者式拾九俵以下并

金給御直ニ被下候節、七月後被仰付候共、壹ヶ年分被成下、

上米御用捨尤御鼻紙代者別段被成下候事

付候節ハ上米不残御用捨之事

侍分嫡子御徒士相勤罷在候内三拾俵以上ニ御直成下候節者新

ニ召出之通被成下候事

但六月晦日迄二被仰付候者被召出之通半割之上米相掛御徒

士之御宛行前段不被成下、七月朔日後被仰付候ハバ半年分

被成下、上米御用捨御徒士者御宛行半年分被成下、且侍

分二男、三男小役人忤右様之節者御足米之通被成下候事

侍分嫡子御心付金ニ而被召出候節、六月晦日迄ハ壹ヶ年分七

月朔日後ハ半年分被成下候事

但萬一勤方相願、又者病死之節ハ部屋住ニ准、月割ニ以被

成下候事

但方嫡子御心付置ニ而相勤之内扶持取俵取等御直ニ成下候節

者御徒士より御中小性篤被仰付候例と同断之事

新規被召抱候者ハ六月晦日迄二与召抱候者御宛行壹ヶ年分二

成下、七月朔日後ハ半年分ニ成下候事

但知行より小給迄同断被召抱直ニ御家中並上米分仰付候者

新ニ被差出迄同断、翌年ニ茂被仰付候ハバ月割相惣可申

事

但翌年ニ茂相成上米被仰付候ハバ、被仰付之月より以、月

割相掛可申候、被召抱直ニ上米被仰付候ハバ其年並上米

之半割相掛、七月後被召抱候者上米御用拾之事

金五両御徒士被召抱候節、正月より六月迄金五両、七月より

九月迄金四両、十月より十二月迄金三両被成下候事

金四両式分御徒士被召抱候節、正月より六月迄金四両式分、

七月より九月迄金三両、十月より十二月金五両三分二成下候事

但御家子御抱之節ハ、正月より十二月迄之定地抱ハ三月より翌年二月迄二定他抱ハ三月より

り翌年二月迄二被召抱候節、六月晦日迄二被召抱候ハハ、壱ヶ

金三両御坊主^[14]被召抱候節、六月晦日迄二被召抱候ハハ、壱ヶ年分、七月朔日後者半年分ニ成下候事

但小役人忤右様被召抱候節茂同断、金高不限三両本冬通ニ成下候事

御門番類刀指等新ニ被召抱候ハハ以月割ニ成下候事

金式兩式分御買使被召抱候節者、以月割ニ成下候事

但江戸ハ三月より翌年二月迄、閑宿者正月より十二月迄之定期割合至ニ相成候得共、御取立之節旨割合不及沙汰候事
御先手、町同心^[15]被召抱候節者、以月割ニ成下、正月、二月抱之者ハ、別ニ二ヶ月分不被成下候事

江戸

御中間^[16]より御取立ニ而御門番類等被仰付候ハバ、被仰付候月

より来二月迄被仰付候、御宛行以月割相渡可申事
但御中間ハ前年給金取切ニ付勤不足之分引取御中間頭江可

相渡事

一定番刀指類壱ヶ年極ニ付翌年給金之内壱両式分前暮相渡、然る上四月、七月より割合相渡可申事
閑宿

御中間より定番刀指類御取立被仰付候節者、御中間者前年之暮給金不残取切候付、御取立之節、加金等有之候ハバ、其分

四月、七月迄割合相渡可申、御中間之節之給金者前暮渡ニ軸ニ相成候事

父願之通隠居被仰付、嫡子江家督之無相違被仰付、嫡子部屋住ニ而、相勤籠在候者、部屋住料以月割被成下候事

但父相果家督其子江被成下候事節者、父病死之月迄部屋住料、以月割被成下、父子筋之者、萬一相果候ハバ、部屋

住料死去之月迄、以月割ニ成下渡過有之候共被下切、凡而月割ハ壬月ニ不抱候事

跡式^[17]滅候家父六月晦日迄隠居被仰付候ハバ、父之御宛行半年

分、家替之御宛行半年分被成下候事
但父死去茂同断、小給金給迄同断、部屋住并御鼻紙代ニ而相勤之者も如前条

実子無之、養子預置死後其年之內養子不相定候節ハ、父六月晦日迄ニ相果候者、御宛行半年有ニ成下候、七月朔日後相果候ハバ、壱ヶ年分被成下候事

父六月晦日迄ニ相果、養子七月より未ニ相定、其年之內家督被仰付候ハバ、実子家替之通半年分ニ成下候事

父六月晦日迄ニ相果、養子十一月頃相定、家督翌年ニ相成候ハバ、其年御物成下相渡、家替被仰付上前年御物成実子家替之通半年ニ被成下候事

父前年相果、養子翌年十一月頃相定候節ハ、家督翌春ニ相成候節ハ、其年御物成下相渡、翌春家督被仰付候迄家督之高半年分被成下候事

父相果、其年養子無之、翌年養子六月晦日迄ニ忌服請候様被仰付候ハバ、其年家督之高壱ヶ年分被成下候、七月朔日後忌服受候様被仰付候ハバ、家督之高半年分ニ成下候事
父子勤之者部屋住料、父之御宛行より相増候者、父病死之節、部屋住料其何ん、家替ニ被仰付候者、父之御宛行、病死之月迄以月割相渡、部屋住之方被成下候事

但部屋住者、壱分增上米差上候、增上米ハ父病氣之月迄以月割相渡翌月より相除可申事

跡式不相立小役人六月晦日迄ニ相果候者、半年分被成下、番代^[18]六月迄ニ被仰付候ハバ、番代之御切米^[20]七月より被成下、七月後番代被仰付候ハバ、其月より以月割被成下候事

右同断七月朔日後相果候ハバ、御切米壹ヶ年分被成下候間、

番代之御切米者不被成下候事

但番代翌年ニ相極候ハバ、被仰付候月より、以月割被成下

候事

死後養子不相定候内者、家内人別之外、百石以上江召仕老人
分之扶持米相渡、其以下者家内人別之外、不相渡候事

但人別扶持取候者養子被仰付、半年分ニ成下候節ハ、半年

分人別差引壹ヶ年ニ成下候節者、壹ヶ年分差引相渡候事

跡式不相立者老衰ニ而勤方御免、御宛行被召上御扶持方斗被

成下候節ハ、勤方御免之月迄、以月割被成下候事

知行大切米之面々、依願首尾好永々御暇被下置候節ハ、六月

晦日迄ニ御暇被下候ハバ、半年分被成下候、七月朔日後御暇

小給金請之者依願承之御暇被下置候者、御暇被下候、月迄以

月割被成下、之万一渡過有之候共、不及上納被下切之事

御徒士病死之節、六月晦日迄ニ相果候者、半年分ニ成下之、

七月朔日後相果候ハバ、壹ヶ年分ニ成下候事

但小屋頭御家子嫡子二男三男迄同斷

御徒士他より被召抱候者、病死之節正ニ月相果候者、御構無之、

三月より六月迄ニ相果候者、取替式兩被下切、七月より九月迄ハ夏貸金式分共被下切、十月以後ハ不残被成下候事

但三ヶ年相勤候得者、死去之節如前条被成下候

御徒士依願、永々御暇被下置候節者、御暇被仰出候月迄、以

月割被成下候事

但萬一渡過有之候共、被下切不及上納候事

御先手、町同心暇取并病死之節ハ、以月割ニ成下候事

但正月、二月之暇取病死者、御構無之三月より六月迄之内者、

春貸之分捨、七月より九月迄ハ、春貸とも捨、十月後者以月割被成下候、春貸不相渡以前之暇取病死者、月割ニ

以被成下候事

関宿

番人刀指類病死之節ハ、前年之暮給金過半払渡候間、何月相

果候共捨之事

同

右同断、依願暇取候節ハ、以月割被成下、渡過之分上納之事
但從 上御暇被下候節ハ、渡過不及上納捨之事

江戸

御門番類刀指等病死之節、渡過有之候共、
捨り渡不足有之候ハバ、以月割被成下候事

右同断、依願御暇被下候節ハ、以月割被成下候、渡過有之候
ハバ、上納之事

但從 上御暇被下候節ハ、渡過有之候共、不及上納捨候事

御年寄衆²²、御用人衆新組萬一御死去之御方有之候節ハ、跡御

役之方江讓ニ相成候間、給金差引不抱新規御人数相増候節ハ、

新組も新規被召抱候ニ付、以月割相渡可申候、御死去之方有之、

御跡役闕有之候節ハ、新組給金以月割相渡可申候、渡過有之

候ハバ月割ニ以上納之事

無役三厘増、関宿式厘増、部屋住一分増、其外上米御用捨之

類 父病死其子家督被仰付、勤方無之内者、家替被仰付勤方無之内者、家替被仰付候日より三厘上米相掛可申候、尤勤方被仰

付候ハバ、其日より三厘上米相除候事

父病死養子無之、翌年養子相定無役ニ候者、家督之時節ニよ

らず、壹ヶ年御宛行被成下候者、壹ヶ年三厘上米相掛、半年

分ニ候ハバ、半年不残三厘上米相懸候事

勤方御免之者ハ、勤方御免之翌日より三厘上米相懸可申候、

勤方被仰付候者、其日より三厘上米相除可申事

関宿引越被仰付、江戸ニ而御番引仕候ハバ、関宿式厘増、御

番引之内より相掛可申、依願江戸ニ致住居候者ハ、御聞届相

濟候月より式厘増相掛可申事

但御勝手方⁽²⁵⁾之者、御番引仕候而茂、跡引渡勘定等二而、日

数相延候共、御番引之内より、閔宿式厘増相掛候事

江戸住居

一 勤方御免、其外無役之者、閔宿式厘増上米、御役御免之翌月
より式厘相掛可申事

但家督後無役之面々ハ、家替翌月より式厘相掛候事
無役之者、閔宿勝手被仰付相願候而、江戸ニ罷在候者、勤方
被仰付候ハバ、其月より式厘増相除候事

閔宿より引越之者ハ、江戸到着之月ヨリ式厘増相除候事

一小給之者御徒士被仰付候者、其月より上米相除可申事
但御徒士より外江転役之節、是又役仰付候、翌月より上米
相掛可申事

一 外御親類様方江御附人之内上米御免之面々ハ、上米如前条、
相除可申事

但御付人より外江転役之節も如前条

一部屋住之者壹分増上米、知行、大扶持、大給、小給、金給迄
相掛可申事

但米俵七俵迄相懸拾五俵以下ハ、相除候事
父子勤之者、江戸、閔宿別ニ相勤候ハバ、部屋住増上米御用
捨被成下候事

但江戸表之内罷在候共別竈相立相勤之者ハ、如本文父子同
居仕候節ハ、同居之月より以月割増上米相懸可申候、勝
手合せ以別居之者ハ、同居と同断之事
一 惣而、十二月御物成相渡候後無役より被召出、并無役被仰付
候共、月割不及差引候事

以上

寛政八丙辰年二月

右御定法寛政七卯年十一月伺差出、同八辰年二月廿二日伺之通相
済、勿論從上御咎ニ而御死行減候類ハ、以旧例其節之相窺候事

一 高之内依願分知之節者、被仰付候月より以月割被成下候事
但上米並之通相懸ケ候事

寛政八丙辰年六月伺済

一 文化十三丙子年五月廿八日左之通、御勘定頭相伺候付窺之通
申渡

覚

一部屋住之者家督跡式被仰付候得者、其月迄御宛行ニ成下候付、
右准以月割御割戻も被成下候例ニ御座候處、被仰渡候節、當
勤之面々江与御座候得者、被仰渡候、前日ニ家督跡式被仰付
候而も、部屋住之分御割戻不被成下候而宣筋ニ奉存候

一 無役之面々者、御割戻ニ成下候被仰付、當勤与有之候得者、
右被仰渡之前日ニ勤方御免、無役ニ相成候者も無役置ニ御割
戻被成下候心得ニ罷在候
無役より勤方被仰付候者、御割戻被成下候被仰渡之前日ニ而
も、當勤之処ニ而被成下候儀存候、右者、只今迄之渡方當勤と
被仰渡候、御趣意ニ相當不仕候様奉存候間、此段相伺候以上
子五月

御家中御物成定法について

閔宿藩に定められた御物成法は、公租年貢米のことを定めたも

のである。公租は領主より藩士に与える給与として取り扱われた。大別すると家禄（本給）と職録（役職手当）に分けられる。家禄として支給されたものは、知行、扶持、切米である。知行については、藩士が知行高一千石を与えると、領地の収穫高は一千石あるという意味である。是を「石高」という。「石高」に対して年貢米（玄米）は閔宿藩では四ツ物成渡（知行高四〇%が給付水準であった。つまり千石高の場合は、四〇〇石が収入として得られた。残りは生産者である。百姓が取り分となつた。扶持は、食い扶持すなわち食料という意味であり、一日一人玄米五合（一ヶ月で一斗五升）が給された。これを一人扶持といった。この扶持米を本給としてもらう者を扶持取といつた。扶持米は毎月給付される本給でもあつた。一人扶持には玄米ではなく、何両何人扶持というよううに現金を支給される者を給金取りと称した。更に、江戸の藏米や藩の米蔵から現米（扶持米、禄米）で支給されるものを「藏米取」「俵取」という。支給期は春、夏、冬三季で、春夏は借米、冬は「切米」とした。切米は冬分の扶持米の支給のことである。現在米俵は、四斗入れ（〇・四石＝六〇kg）であるが、領主によつては俵入れ三斗五升（〇・三五石）詰めもあつた。例えば「俵取」三〇俵の場合は、許米商の手を経て請取書を藏奉行に提出。手数料を差し引き、現金にかいて受け取つた。江戸詰めの者は、請取書を御藏奉行へ提出し、尾張勘定所から江戸勘定所で金券証書と引き替えて、江戸の米相場で現金で領した。閔宿藩での換金方法についての史料は明らかでない。一方職禄としての俸給は、役高、役料、役米、役金、足高、足米等の種類がある。役高は、役職に支給される禄で、原則として役職にある者は、家禄と共に二重に家禄を給される者もあるが、例外として持高勤めといつて家禄だけで勤める役もある。役料は、切米と同様で金米併給とした。中間、小人に給する役米。勤役中に俸米を加給する禄は石高。そして足米は持高の上に、俸

米を加給する職禄とされた。その他役職手当としては、引越手当金、在番手当金、往来手当金（江戸・大阪等の交通費）、検見手当金等の支給に関する規定は元方定めとして定められた。

御家中御物成定法（読み下し）

家中の禄高（家禄）の増加については、正月より十二月迄は領主に上納させる分（上米）を除き半高の割合となる。増加の外は、石高の総計へ上米を賦課すること。又扶持もこれと同様である。

勤役中に昇進した時の足米三十俵以上の加給については増加と同じである。

加金（給金）二十九俵以下は足米と同様である。

六月晦日迄に命じられた女中の加金は一年間分、七月一日後命じられた者は半年分の支給である。

役高下されたときは、加増・足米と同様である。

俵取りより新知行取りに仰付なされたときは、加増に準じ現在の知行高と藏米取りの現石を差し引き半割支給し、増し分は上米相除候事。

扶持取りより新知行取りに仰付なされたときは、又は給金取りより藏米取りに切り替え下されたときも、新知行取りと同様である。給金取りより藏米取り及び貯取りに直すときは、金銭の合計高（金高）差し引き、増し分は加増に準じ半割となる。二十九俵以下の増し分は全て支給。

六月晦日迄に転役等に依り役高召し上げられたとき、病死のときは半年分、七月以後に召し上げになられたときは、一ヶ月分被成下候。

六月晦日迄に部屋住及びその他の者が新たに召し出されときは、

宛行は、一ヵ年分とし上米については其の石高に応じて半割を賦課する。七月以後の召し出しは半年分の宛行。上米はなくす。但し、六月晦日迄に俵取り二十九俵以下で命じられた者は家禄は一ヶ年分とし、上米は無く。鼻紙代は二十九俵以下及び給金に直し七月後に命じられた者は、一ヶ年分で上米無く別に鼻紙代もある。

上米、上金賦課は、小給並びに御先手より取り立て二十九俵以下は上米残らず無くする。

侍分嫡子御徒士の俸禄（宛行）は三十俵以上に直し、新規の召し出し通り被成下され候。但し六月晦日迄に御徒士となつた者は、上米は半割の賦課。前段の宛行不被成下。七月朔日後の者は家禄、宛行半年分下され、上米無し。侍分二男、三男は足米下され候。

侍分嫡子が御心付け金にて出し候の場合は、六月晦日迄は一ヶ年間、七月朔日以後は半年分下され候。但し、万一勤め方の相願い又は病死のときは、部屋住みに準じ、月割りとなる。御心付け金より、俵取り及び扶持取りに切り替えたときは、御徒士より御中小性と同様の家禄となる。

六月晦日迄に新規に召し抱えられた者は、宛行は一ヶ年分、七月朔日後は半年分である。

扶持方にて、召し抱え候者は召し抱え候日より日割りの禄となる。金五両の御徒士に召し抱えられた者は、正月より六月迄は金五両、七月より九月迄は金四両、十月より十二月迄は金三両を給する。

金四両三分の御徒士に召し抱えられた者は、正月より六月迄金四両三分、七月より九月迄は金三両、十月より十二月迄は金二両を給する。

六月晦日迄に御坊主に召し抱えられた者は、一ヶ年分、七月朔日以後は半年分の金録を給す。

御門番類刀指等に新たに召し抱えられた者の扶持、給分は、

月割りを以て給す。

金貳両貳分で御買使に召し抱えられた者は、月割りを給分する。御先手その他は三月極めて登用し、関宿藩家中となつたときは、正月分と二月分は月割りとなる。

御先手、町同心に召し抱えられたときは、月割りとなり、正月、二月に召し抱え者は別に二ヶ月分給す。

江戸御中間より取り立ての御門番類等は、仰せ付けられた月より翌年二月迄の宛行は月割で相渡す。

関宿定番、刀指類は一ヶ年間と定め、翌年分の給金一両貳分は前年の暮れに相渡し、四月、七月は割合を以て給す。関宿御中間より定番、刀指類に取り立て仰せ付けられたときは、御中間の前年の給金は全て取得し加金は四月より七月迄は割合の金額となる。

父願通隠居仰せ付けられ、嫡子死去家督無く者、嫡子部屋住料は、病死のとき迄月割りを以て被成下候。

後継者が無く、家父が六月晦日迄隠居仰せ付けあれば父の宛行半年分、家替えの宛行半年分給す。

実子無く、養子の死後に次の養子が其の年内に定まらずときには、父が六月晦日迄に死去した場合の宛行は半年分、七月朔日以後の死去は一ヵ年分の禄となる。

父六月晦日迄に死去したとき、養子を七月末日までに定めその年内に家督を継げば、実子家替えの通り半年分、また、十一月頃までに養子を定め家督は翌年になる場合は、その年の年貢は無支給、前年分の実子家替えの通り半年分を給す。

父前年に死去し養子翌年十一月頃迄に定め、家督は翌春となるときは、その年の石高は無支給、家督の高半年分は翌春となる。父の死後、其の年に養子無く、養子は翌年六月晦日迄に忌服仰せ付けられれば其の年の家督高は一ヶ年分、七月朔日以後の忌服は半年分の高となる。

父子共勤役者部屋住み料は、父の宛行より增高ある。父病死

のとき部屋住み料については、そのまま家替えに仰せ付けあ

り、父の宛行は病死の月まで月割りとなる。但し部屋住み料は、一分増し上米差し上げ、増上米は病気の月迄月割りを以て賦課し、翌年より相除可申事。

一 家督繼ぐ者無く、小役人が六月晦日迄に病死となつた者は、家禄半年分受給。この間番代に命じられた者については、切米を七月より与えられる。また、七月以後に番代に仰せ付けられた者は、その月より月割り以て給する。なお、七月朔日以後に小役人が病死ありは切米一ヵ年間与えられ、但し番代の切米は下されず。

一 死後養子定まらず家は、家内人数の他百石以上の家禄を有する者には、一人分の扶持米を与える。それ以下は家内人数の他は相渡さず事。

一 家督繼ぐ者無く、老衰にて勤役免職となり宛行召し上げられた者は、扶持米は勤方免職の月迄月割りを以て給す。

一 知行高を有する切米は、六月晦日迄に願いにより御暇被下候者については半年分、七月以後の御暇は一ヵ年分の借米とする。

一 給金取願いに依り御暇被下候、その月より月割りを以て支給。万一度し過ぎあれば上納下され事。

一 徒士、六月晦日迄に病死ある者は、家禄は半年分、七月朔日後は一ヵ年分にして下さる事。

一 徒士他より召し抱え在る者が一月、二月に病死のときは、役料は無く、三月より六月迄の病死は二両に金米を取替え、七月より九月迄は夏貸金二分、十月以後は全て残らず被成下候事。但し三ヶ年間相勤め候者は、前条の如く下され候。

一 徒士が願いに依り、御暇下さるときは、その命じられる月迄月割りを給す。

一 先手、町同心正月、二月に御暇並びに病死のときは、役料はこれ無く、三月より六月迄春貸分、七月より九月迄は春貸分とも捨米（不用米）とし、十月以後又は春貸以前に暇取り、

病死となつたときは、月割りを以て被成下候事。

一 関宿番人、刀指し類病死のときは、前年の暮れに過半（半分以上）の給金を渡す事。なお、願いに依るところの御暇取りは月割りで、渡過ぎの分は上納する事。

一 江戸御門番類刀指し等病死のとき、給金渡し過ぎは捨金し、不足がある場合は、月割り被成下候事。また願いに御暇取りについては前述の通りである。上従い御暇取りのときは、渡し過ぎ分は上納する事。

一 御年寄衆、御用人衆新組で万一死去の者あるときは、御役を譲ずる間は給金を差し引く、新組へ新たに人数を増し召し抱えられた者の増し金は、月割りを以て与える。死去の者で跡役絶たずとき新組へ給金を以て月割りを給す。渡し過ぎは月割りで上納する事。無役三厘増し、関宿二厘増し、部屋住み一分増し、その他米無く。

一 父病死嫡男家督継ぎ、勤方これ無く家中者に付、家替仰せ付候日より三厘を賦課する。勤方には仰せ付候日より役料三厘と上米相除候事。

一 父病死養子これ無く、翌年養子相定め、無役に在る者は家督の時によらず一ヶ年間の宛行及び三厘上米は一ヵ年分、半年分であるならば半年残らず賦課する。

一 勤方免職の者は、免職の翌日より三厘上米賦課する。勤方仰せ付けられた者は、その日より三厘上米相除候事。

一 関宿より江戸に引っ越し仰せられ、江戸にて番引（勤番）在る者は、関宿より二厘増し、番引より賦課する。願いに依る処の引っ越し、または、勝手方で勤番在る者は跡引き渡し勘定にて日数は延び候とも、関宿二厘増を勤番内より賦課する。江戸詰め勤方免職者、その他無役の者は、関宿二厘増上米を免職の翌月より二厘賦課する。但し家督後無役になつた者は、翌月より二厘賦課する事。

一 無役で関宿勝手に仰せ付けられ、江戸詰め勤方在る者は仰せ

不幸拝借割合 但不幸拝借ハ、重り候而も、前之通之事

但式ヶ年賦

金拾両 但七才未満金八両

同六両 但右同断金五両ヅツ

同五兩

同四丂弐分 但右同斷金四丂

但右同斷金三兩式分

此格文化八辛未三月八日相極

但右同斷金三兩

但右司斷金武兩武分

同貳兩貳分 但若同斷金貳兩ツ

同我兩

同三祠但有同幽宿祠三分以之
里六拾五表廿九八拾表乞古同

但云指五例。以戶指儀道在同代給入扶持太り三給入扶持

三描ノ攝攝より三描ノ攝攝

金壹両三分但在同處壹両ツツ
坦三拾張六拾張迄

但三拾儀より六拾儀迄右

同壹兩 但右同斷三分ツツ

但五両より四両迄右同断

同式分

同式分

同壹分

右之通、寛政十三辛酉年より倍

可申旨相極

厄介片付拝借

四ヶ年賦

但奉公拜賈八、半減之事、四

傳奏空指傳小半濟水事

借之儀、片付押借有之候得

同八拾俵迄

高六拾九石より

同六拾石迄

米七拾九俵より

同七拾俵迄

拾五人扶持

高五拾九石より

同五拾石迄

米六拾九俵より

同六拾俵迄

高四拾九石より

同四拾五石迄

米五拾九俵より

同五拾俵迄

米四拾九俵より

同四拾五俵迄

米四拾四俵より

同四拾俵迄

米三拾九俵より

同三拾五俵迄

米三拾四俵より

同三拾俵迄

米式拾九俵以下

但三兩式分も同断

右之通可相渡候事

人參²⁹押借割合

人參三兩

千式百石より五百石迄

但追願有之節ハ兩半

四百九拾石より式百石迄

同式兩

但同断之節壹兩

同壹兩半

百九拾石より百石迄

但同断之節三分五分

同壹兩

九拾石以下

但同断半兩

右之通ニ相定病人之輕量ニより押借之面々之内千石取ニ而も、

壹兩至押借いたしたくと申儀候ハバ壹兩わ相渡候、三兩迄ハ

相渡候定式、天明八戌申七月相極ル

元方定法

江戸引越之節御手當割合定
閑宿

金拾式両

但拾両三分

同拾両

御中老

同席無役者

御用人

同八両

但七両壹分

同席無役者

御取次²⁹

但六両

同席無役者

但五両式分

同六両

同四両

但三両式分

町奉行より元メ迄

同席無役者

御使番より御屋敷頭迄

同席無役者

| | |
|--|---|
| 同式両壹分 | 御廣間より御右筆 ³⁴ |
| 但式両 | 同席無役者 |
| 同壹両式分 | 吟味役 ³⁵ より御中小性迄 |
| 但壹両壹分 | 御徒目付より會所見習 ³⁶ 迄 |
| 同三分 | 同席無役者 |
| 但式分式朱 | 手形改 ³⁷ 以下 |
| 但天明七丁未二月四日大崎左兵衛義小賄格江二而、破損方 ³⁸ 関宿引越被仰付、右御手當之儀當勤之処ニ而相渡可申哉与相同之處、惣而以来何勤たりとも當勤之処ニ而、御手當相渡候様御用部屋 ⁴⁰ ニ而相極ル、依之同人江格式ニ不構、破損方相勤之処ニ而金壹両相渡候事 | 但式分式朱 但天明七丁未二月四日大崎左兵衛義小賄格江二而、破損方 ³⁸ 関宿引越被仰付、右御手當之儀當勤之処ニ而相渡可申哉与相同之處、惣而以来何勤たりとも當勤之処ニ而、御手當相渡候様御用部屋 ⁴⁰ ニ而相極ル、依之同人江格式ニ不構、破損方相勤之処ニ而金壹両相渡候事 |
| 無役席 | 無役席 |
| 江戸 関宿引越之節駄荷馬渡方定 | 江戸 関宿引越之節駄荷馬渡方定 |
| 是八下札二而有之 | 是八下札二而有之 |
| 江戸 関宿引越之節御手當定 | 江戸 関宿引越之節御手當定 |
| 一金九両 | 御中老次之無役 |
| 一同七両壹分 | 御用人之次無役 |
| 若殿様 | 若殿様 |
| 同六両 | 御守之次無役 |
| 同五両式分 | 御留守居次無役 |
| 同式両三分 | 御使番次無役 |
| 同式両 | 御城番次無役 |
| 同壹両三分 | 御坊主取次無役 |
| 同式分式朱 | 諸見習次無役 |
| 已下 | 諸見習次無役 |
| 有之通寛政十戊午年六月相極ル | 有之通寛政十戊午年六月相極ル |
| 一千石より六百石迄 | 一千石より六百石迄 |
| 五百九拾石より三百拾石迄 | 五百九拾石より三百拾石迄 |
| 三百より式百拾石 | 三百より式百拾石 |
| 并五拾人扶持迄 | 并五拾人扶持迄 |
| 五百式拾石より三百拾五石迄 | 五百式拾石より三百拾五石迄 |
| 三百石より式百拾石五拾人扶持迄 | 三百石より式百拾石五拾人扶持迄 |
| 式百石より百拾石迄四拾九人扶持 | 式百石より百拾石迄四拾九人扶持 |
| より三拾人扶持迄 | より三拾人扶持迄 |
| 百石より五拾石迄式拾九人扶持より | 百石より五拾石迄式拾九人扶持より |
| 拾壹人扶持迄ハ拾俵より五拾壹俵迄 | 拾壹人扶持迄ハ拾俵より五拾壹俵迄 |
| 四拾九石以下拾人扶持より八人扶持迄 | 四拾九石以下拾人扶持より八人扶持迄 |
| 五拾俵より三拾俵迄 | 五拾俵より三拾俵迄 |
| 式拾九俵より拾五俵迄並七人扶持 | 式拾九俵より拾五俵迄並七人扶持 |
| より五人扶持迄ハ駄荷高不被下而 | より五人扶持迄ハ駄荷高不被下而 |
| 尤自分妻子共江人数ニ應シ乗下ニ成下之 | 尤自分妻子共江人数ニ應シ乗下ニ成下之 |
| 但侍分男子多乘掛多時ハ分限ニ寄駄荷 | 但侍分男子多乘掛多時ハ分限ニ寄駄荷 |
| 減相渡候事 | 減相渡候事 |
| 一佐野孫五助金三両式人扶持小勘定見習 | 一佐野孫五助金三両式人扶持小勘定見習 |
| 被仰付、天明七丁未三月江戸引越之節 | 被仰付、天明七丁未三月江戸引越之節 |
| 乗下高壹疋被成下、寛政元巳酉年石田 | 乗下高壹疋被成下、寛政元巳酉年石田 |
| 波之助御鼻紙代金壹両壹分壹人扶持小 | 波之助御鼻紙代金壹両壹分壹人扶持小 |
| 勘定見習引越之節右同様被成下之 | 勘定見習引越之節右同様被成下之 |
| 壹疋半 | 壹疋半 |
| 壹疋 | 壹疋 |
| 五疋 | 五疋 |
| 四疋 | 四疋 |
| 三疋 | 三疋 |
| 式疋 | 式疋 |

一 同壹両壹分

式百石より百拾石
并四拾九人扶持より

三拾人扶持迄

一 金壹両

百石より五拾石迄
八拾俵より五拾壹俵迄
并廿九人扶持より

拾壹人扶持迄

一 同三分

四拾九石以下五拾
俵より四拾壹俵迄
并拾人扶持

一 同式分式朱

四拾俵より三拾俵迄
并九人扶持より八人
扶持迄

一 同壹分式朱

式拾九俵より拾五俵迄
并七人扶持より五人扶
持迄

一 同壹分式朱

拾五両三人扶持 五拾八俵
式人扶持候
七両式人扶持 米式拾俵
式人扶持二候

午十月 独身御先手関宿江引越候節

拾五両三人扶持

五拾八俵

式人扶持候

米式拾俵

式人扶持二候

五石式人扶持取関宿引越被仰付候節

左之通定

金壹分式朱

御手當金

同壹分

船賃

本馬

壹疋

雇旅籠四拾八文

右之通被下候様被仰付候、尤独身之者并妻持兩人二而茂、

本馬壹疋被下候定法二相立候様被仰付候節相定

明和元甲申年十二月
文政五壬午十月十一日大吟味元メ中より
左之通相伺候ニ付窺之通申渡之

覺

御破損方以下之御役席江御先手分御宛行者五石式人扶持取
来之通ニ而御取立江戸引越被仰付候得者、五石取江ハ船貨
道中雜用別段御定御座候間、家内每ニ而茂、御定之通被成
下候、御宛行拾五俵式人扶持取之者、江戸引越被仰付候得バ、
同席ニ而茂船貨雜用自分乗下并家内人別應被成下候御定御
座候、此度飯高順藏儀、御宛行五石式人扶持取來候通ニ而
御破損方手代江御取立、江戸引越被仰付候、然處同人儀者
家内多ニ御座候而も、本馬壹疋被成下候、御定法故、甚難
渋仕候依之以来者、五石式人扶持ニ而も拾五俵式人扶持同
様船貨雜用共被成下、可然哉存候ニ付、承何候ス

江戸引越之節養介江駕籠被下候分

寛政六甲寅年三月廿二日市太夫殿被仰渡

一家二付候曾祖父母等以来馬、駕籠被

成下候段、田中佐助江戸引越ニ付伺之上

祖父母、父母、妻、娘

御徒目付以上

御徒目付以下

寛政六甲寅年三月廿二日市太夫殿被仰渡

一家二付候曾祖父母等以来馬、駕籠被

成下候段、田中佐助江戸引越ニ付伺之上

祖父母、父母、妻、娘

御徒目付以上

(貼紙)
但此三才より之定者
寛政三亥年十一月相定

右乗懸本馬壹疋宛被下之

御徒士同断

但女子拾壹才より本馬壹疋、男子拾壹才より御構無之 但

御徒士同断

但女子拾壹才より本馬壹疋宛被下之

御徒士同断

組付⁴³之者 江戸 関宿引越候節船賃割

江戸より関宿、從関宿江戸江立帰并江戸関宿より大坂江立帰

江戸より関宿、從関宿江戸江立帰并江戸関宿より大坂江立帰
雜用往来定

一 壱組江金壱両六匁拾八人割り以被成下、組小頭とも同様壱人

ニ付銀三匁六分六厘六毛ヅツ

右者、此度相改於御用部屋被仰渡候事

従大坂関宿江引越被仰付候節御賄定

三日 但着日より 四日より引扶持

幼少式歳迄御構無之

三歳より七才迄半人扶持、御賄八才より大人並

右之通取斗候様ニ、安永四未二月九日於御用部屋被仰渡有
之相極ル

従江戸関宿大坂江壱ヶ年在番御手當定

金拾三両三分

御家老

同九両

御用人

同七両三分

御取次

同六両三分

旗奉行より御留守迄

同四両三分

町奉行より元メ迄

同三両三分

御使番より御屋敷預迄

同二両三分

御廣間より御祐筆迄

同壱両三分

吟味役より御中小性迄

御徒目付より御坊主組頭迄

手形改より御側坊主迄

本式分式朱

但 メ

一 繼駕籠壱挺 但江戸入之節ハ、品川宿杯
本馬 式疋 より看板□候者雇之□看 御家老

一 飼料壱疋ニ付百文ヅツ
但、御供之節自分昼夜籠一日百文ヅツ

一 繼駕籠壱挺 但江戸入之節者 御中老

本馬壱疋半 右同断 御用人

本馬壱疋半 右同断

本馬壱疋半 但 御用之品ニ寄駕籠被下候節ハ、本馬壱疋可相渡事

本馬壱疋半 町奉行より元メ迄

本馬壱疋半 上下昼夜旅籠右同断

本馬壱疋半 外ニ御用帳面相持參候節ハ、狭箱持人足壱人被下候事

本馬壱疋半 上下昼夜旅籠右同断

本馬壱疋半 但 右同断

外ニ御用帳面持參之節ハ、右同断

| | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 銀拾匁 | 手形改より御側坊主迄 |
| 同五匁 | 御次坊主以下 |
| 金四匁 | 從江戸関宿江九十日在番御手當 |
| 同三匁 | 御家老 |
| 同式兩式分 | 御中老 |
| 同式兩 | 御用人 |
| 同壹兩三分 | 御取次 |
| 同壹兩式分 | 旗奉行より御留守居迄 |
| 同壹兩壹分 | 町奉行より元メ迄 |
| 同壹兩 | 御使番より御屋敷奉行迄 |
| 同三分 | 御廣間より御右筆迄 |
| 同式分 | 吟味役より御中小性迄 |
| 金壹分銀五匁 | 御徒目付より御坊主組頭迄 |
| 銀拾匁 | 手形改より御側坊主迄 |
| 金壹分 | 御次坊主以下 |
| 金壹分 | 御中間より刀指御取立之者渡方左之通 |
| 金壹分 | 刀代 |
| 金壹貫文 | 旗代 |
| 同式朱 | 道具代 |
| 但 | 道具代一貫文被成下候付、以来取替もの不相渡候事 |
| 右之通、天明三卯年八月十三日御中間彦七刀差中ノ出番人江 | 御取立有之節相極 |

| | |
|------|--|
| (1) | 物成……取箇、成箇ともいう。本年貢のこと。 |
| (2) | 足米……足高として支給される米。「足高米」 |
| (3) | 両度……二度。二回。 |
| (4) | 役高……役職に応じて支給される禄高。 |
| (5) | 金給……給金。 |
| (6) | 部屋住……まだ家督を継いでいない嫡男。家督相続できない次男以下の者。 |
| (7) | 宛行……領主が家臣に所領や家禄を与えること。 |
| (8) | 鼻紙……脣紙（たとうがみ）・懐紙（ふところがみ）ともいう。小給……少禄の者。 |
| (9) | 先手……足軽や同心の者。 |
| (10) | 徒士……歩兵、下級役人。 |
| (11) | 中小性……給人と同様に事あるときに主君の警備等をおこなう役。 |
| (12) | 坊主……給仕その他雜役。 |
| (13) | 同心……足軽、下級役人。 |
| (14) | 跡式……遺領を継ぐ後継者。 |
| (15) | 中間……家中の奉公人。 |
| (16) | 小役人……地位の低い者。 |
| (17) | 番代……順番に代わること。 |
| (18) | 切米……冬季分扶持米支給のこと。 |
| (19) | 小屋頭……身分の低い者。 |
| (20) | 年寄……主君に変わり城内を監理する者。（家老と兼帶） |
| (21) | 用人……家老及び各奉行等から主君へ上申する事を聴取する役職。 |
| (22) | 相懸（相掛）……賦課すること。 |
| (23) | 勝手方……勘定役の一分掌。 |
| (24) | 厄介片付……二男、三男等の同居人が他家へ入家すること。 |
| (25) | 引合……割に合う。 |
| (26) | 人参……薬草（朝鮮人参）。 |
| (27) | 取次……主君に外来謁見者等の取り次ぎ役。 |
| (28) | 旗奉行……藩の旗幟を監理する役職。 |
| (29) | 留守居……主君不在時に城中の警備。江戸上屋敷にあつては、 |
| (30) | 31 |

〔註〕

幕府及び諸藩との連絡役を勤めた。

(32) 町奉行……領内各町の治安等にかかる全ての事項を司る職名。

(33) 元メ……勘定役の一職名。

(34) 右(祐) 筆……書記役。

(35) 吟味役……罪状を調べ糺こと(尋問役)。

(36) 会所見習……米、金銀そして国産物取引、藩札発行を勤める見習い役。

(37) 手形改……往来手形、宗旨手形等の改め役。

(38) 小賄……台所で取り扱う食料品、調度品供給に関する役。

(39) 破損方……城内存在する建物の建築、修繕を担当する役職。

(40) 御用部屋……城内にあつて家老、中老が出仕した部屋。又は、町奉行所で奉行が執事した部屋。

(41) 乗懸……荷物を馬の両側に振り分け、その上に一人を乗せること。

(42) 仕切代……金銀の総額。

(43) 組付……組下の者。

【参考文献】

『音訓引き古文書字典 林英夫監修』(一〇〇四年 柏書房)

『三田村鳶魚江戸武家事典 稲垣史生編』(一九八六年 青蛙房)

『徳川幕府事典 竹内誠・編』(一〇〇三年 東京堂出版)

『別冊歴史読本 大江戸おもしろ役人役職読本』(一九九四年 新人物往来社)

『生活史叢書一進土慶幹編 江戸時代武士の生活』(一九九二年 雄山閣)

『武士の家計簿 磯田道史著』(一〇〇三年 新潮社)

(なかむら・まさみ 当館客員研究員)